

改正案	現行
<p>一 施設整備計画の作成に関する基本的事項</p> <p>施設整備計画の作成に際しては、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を活かして作成することが必要である。</p> <p>1 施設整備計画の目標の設定 （略）</p> <p>(一)   公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備</p> <p>(二)   地震、津波等の災害に備えるための整備</p> <p>(三)   防犯対策など安全性の確保を図る整備</p> <p>(四)   教育環境の質的な向上を図る整備</p> <p>(五)   施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p> <p>2 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業</p>	<p>一 施設整備計画の作成に関する基本的事項</p> <p>施設整備計画の作成に際しては、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を活かして作成することが必要である。</p> <p>1 施設整備計画の目標の設定 （略）</p> <p>(一)   地震、津波等の災害に備えるための整備</p> <p>(二)   防犯対策など安全性の確保を図る整備</p> <p>(三)   教育環境の質的な向上を図る整備</p> <p>(四)   施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p> <p>2 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業</p>

(略)

(削除)

(一) | 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(1) | 築後四十年を超過する老朽化した施設の長寿命化を図るための改築事業

(2) | 老朽化した施設の質的向上を含む老朽化対策を図るための改築事業

(3) | 老朽化が著しく構造上危険な状態にある施設の教育条件の改善のための改築事業

(二) | 地震、津波等の災害に備えるための整備

(1) | 構造体の耐震化及び吊り天井（照明器具及びバスケットゴール等高所に設置されたものを含む。）の耐震対策を図るための改築事業

(2) | 教育を行うのに著しく不適当な建物の教育条件の改善を図るための改築事業

(略)

なお、耐震性の確保を図る整備については、建て替え方式から、耐震補強・改修方式に重点を移すなど、より効率的に進めることが必要である。

(新設)

(一) | 地震、津波等の災害に備えるための整備

(1) | 著しい老朽化のため既存の施設を建て替えることにより耐震化を図る改築事業

(2) | 既存の施設を活かして大規模改修や耐震補強を施すことにより耐震化を図る改築事業

- 
- (3) 天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策を図るための改造事業
- (4) (略)
- (三) 防犯対策など安全性の確保を図る整備
- (四) 教育環境の質的な向上を図る整備
- (削除)
- (1) 大規模な内部改修等により、高機能かつ多機能な教育環境の整備、トイレ環境の改善、空調調和設備の設置又はバリアフリー化等を図るための改造事業
- (2) 特別支援学校の施設を整備充実させるための改造事業
- (3) 学校を適正な規模にするための統合に伴う改造事業
- (4) 屋外空間を様々な体験活動の場として活用するための屋外教育環境施設に関する事業
- (5) 木材を活用した木の教育環境の整備に関する事業
- (6) 地域との連携を目的とした複合施設の共有スペース等を整

- 
- (3) 天井材や外装材等の非構造部材の耐震化を図るための改造事業
- (4) (略)
- (二) 防犯対策など安全性の確保を図る整備
- (三) 教育環境の質的な向上を図る整備
- (1) 老朽化した施設を再生させるための改造事業
- (2) 大規模な内部改修等により、高機能かつ多機能な教育環境の整備や、バリアフリー化等を図るための改造事業
- (新設)
- (新設)
- (3) 屋外空間を様々な体験活動の場として整備する屋外教育環境の整備に関する事業
- (4) 木材を活用した木の教育環境の整備に関する事業
- (5) 地域との連携を目的とした複合施設の共有スペース等を整
-

備する地域・学校連携施設の整備に関する事業

(7) | 太陽光発電設備の導入などの環境を考慮した学校施設の整備に関する事業

(8) | 校内LANの整備に関する事業

(5) | 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

(1)・(2) (略)

(3) 学級数の増加等により必要となる幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。）及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の施設の新増築事業

(4)・(8) (略)

(6) | 一から五までに定めるもののほか、施設整備計画の目標達成のために必要と認められる整備事業

二 交付金の交付に関する基本的事項

公立の義務教育諸学校等施設の整備に係る中長期的な見通しの下

備する地域・学校連携施設の整備に関する事業

(6) | 太陽光発電等の環境を考慮した学校施設の整備に関する事業

(7) | 校内LANの整備に関する事業

(4) | 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

(1)・(2) (略)

(3) 学級数の増加等により必要となる幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。）の施設の新増築事業

(4)・(8) (略)

(5) | 一から四までに定めるもののほか、施設整備計画の目標達成のために必要と認められる整備事業

二 交付金の交付に関する基本的事項

公立の義務教育諸学校等施設の整備目標やその目標達成のための

で策定された施設整備計画について交付金を交付する。ただし、公立の義務教育諸学校等施設の整備目標やその目標達成のための事業内容、地域の実情や需要などを総合的に勘案した上で、提出された施設整備計画の中で優先順位の高い計画から順に交付金を交付する。

この際、児童生徒等の教育機会の確保に関わる計画や児童生徒等の安全に直接関わる計画については特に緊急度及び必要性が高いことを踏まえ配慮するものとする。

事業内容、地域の実情や需要などを総合的に勘案した上で、提出された施設整備計画の中で優先順位の高い計画から順に交付金を交付する。

特に、最大の課題である公立の義務教育諸学校等施設の耐震化を推進する計画に重点的に配分し、また、その中でも、耐震化の進捗状況を勘案し、緊急度及び必要性の高い計画から優先して交付金を交付する。